

犬の登録と狂犬病予防注射を

登録は犬の生涯で1回、狂犬病予防注射は毎年1回確実に！

狂犬病は、発症後の死亡率がほぼ100%の恐ろしい病気です。

昭和25年に狂犬病予防法が制定される前は、犬だけでなく人も狂犬病に感染して亡くなっていました。現在、日本では狂犬病の発症はありませんが、海外から狂犬病が侵入する可能性があります。

狂犬病の発生の拡大を防ぐためには、飼い主一人ひとりが狂犬病に関して正しい知識を持ち、飼い犬の登録と狂犬病予防注射を確実に行うことが必要です。



○犬の登録

町内で生後91日以上犬を飼い始めた人は、30日以内に環境生活課・各支所で犬の登録を申請して鑑札の交付を受けてください。

登録は犬の生涯で1回だけ行います。

○登録事項の変更手続き

①町内で飼っている犬の飼い主や住所が変わった・飼い犬が死んだ場合

→環境生活課・各支所へ、届出ください。

②町外へ提出する場合

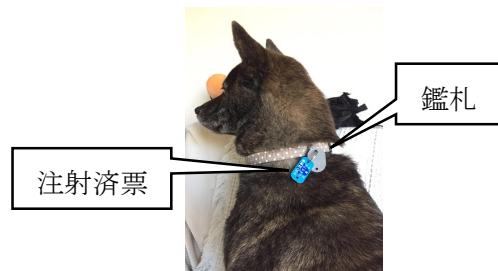
→転出先の市区町村へ鑑札を提出し、変更手続きを行ってください。

※犬を譲渡した時には、①、②いずれの場合も譲渡した人に手続きをお願いしてください。

○狂犬病の予防注射

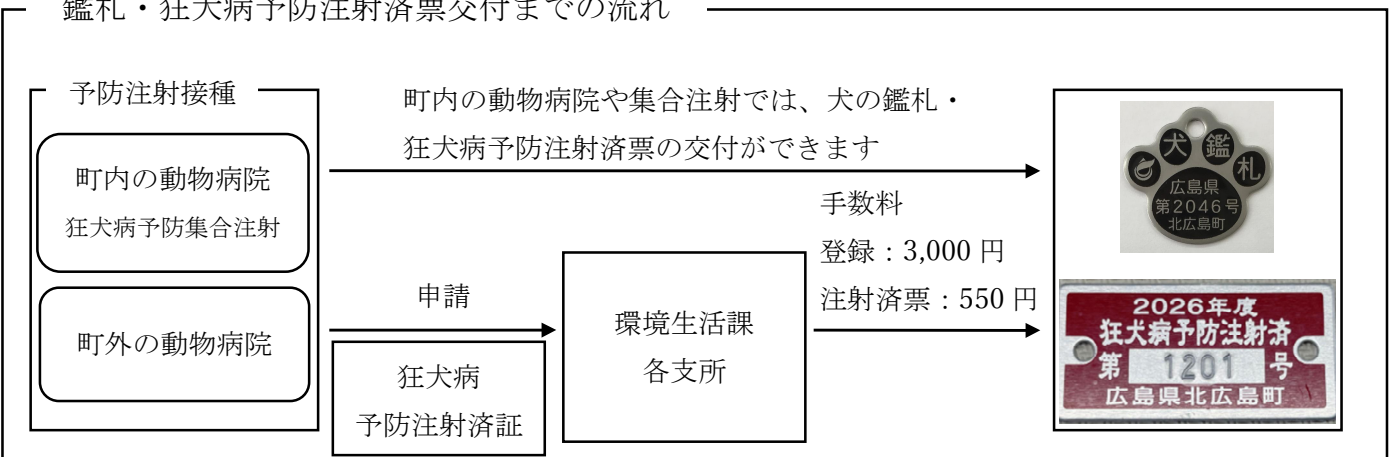
狂犬病予防注射は、生後91日以降に1回接種し、2回目からは、4月1日から6月30日の間に受けなければなりません。(毎年1回)

町外の動物病院で予防注射を受けた場合、環境生活課・各支所で注射済票の交付を受けてください。室内犬、小型犬であっても例外ではありません。



「鑑札」と「注射済票」は犬の首輪につけてください。保護された時に飼主を見つける手掛かりになります。

鑑札・狂犬病予防注射済票交付までの流れ



飼い主のマナー・責任

1. 放し飼いの禁止
2. ふん尿の後始末
3. 不妊・去勢手術

動物の遺棄・虐待は犯罪です！



愛護動物を遺棄・虐待
100万円以下の罰金
愛護動物を殺傷
2年以下の懲役または
200万円以下の罰金

ペットは大事な家族です。
愛情と責任を持って最後まで世話をしましょう。